

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 8 月21日
【届出者の氏名又は名称】	YAGEO Electronics Japan合同会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区西神田三丁目 8 番 1 号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目 1 番 2 号大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
【電話番号】	03-6250-6200(代表)
【事務連絡者氏名】	弁護士 新川 麻ノ同 濱田 啓太郎
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	YAGEO Electronics Japan合同会社 (東京都千代田区西神田三丁目 8 番 1 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注 1) 本書中の「公開買付者」とは、YAGEO Electronics Japan合同会社をいいます。
- (注 2) 本書中の「対象者」とは、株式会社芝浦電子をいいます。
- (注 3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。
- (注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注 7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注 8) 本書中の記載において、「営業日」とは行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注 9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象としております。本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に、本公開買付けは、1934年米国証券取引所法(以下「米国証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びそれらに従って定められた規則の適用を受けず、本公開買付けはこれらの手続又は基準に沿ったものではありません。本書に含まれるあらゆる財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会計基準に従って作成されたものではありません。また、これらの財務情報は、米国の会社の財務情報と同等のものとは限りません。また、公開買付者が米国外で設立された会社であることなどから、その取締役及び役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外に拠点を置く会社やその取締役及び役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外に拠点を置く会社又はその子会社に対する米国の裁判所の管轄が認められない場合があります。

- (注10) 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとし、本公開買付けに関する書類の一部が英語により作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注11) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27 A条及び米国証券取引所法第21 E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はその関連者(affiliate)は、明示的又は黙示的な「将来に関する記述」が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報をもとに作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
- (注12) 本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に、日本の会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って対象者の株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従って単元未満株式を買い取る可能性、対象者の従業員持株会が、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、対象者の株式を買い付ける可能性及び公開買付者及び対象者のフィナンシャルアドバイザー並びに公開買付代理人がその通常のセカンダリー業務の範疇において日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、自己及び顧客の勘定で対象者の株式を買い付ける可能性があり、公開買付者は、かかる買取りや買付けを了解しています。日本の金融商品取引関連法制上、かかる買取り又は買付けにつき開示がなされた場合、米国の株主に対して当該開示について書面による通知がなされるか又は公開買付者若しくは対象者のホームページ上開示がなされます。
- (注13) 公開買付者又は対象者の各フィナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人(それらの関連者(affiliate)を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国証券取引所法規則第14 e - 5条(b)の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付け等を行ったフィナンシャル・アドバイザー又は公開買付代理人の英語のホームページ(又はその他の公開方法)においても開示が行われます。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者は、本ミネベアミツミ買付条件変更(公開買付者が2025年5月9日付で提出した公開買付届出書(2025年6月2日付、同年6月17日付、同年6月25日付、同年7月1日付、同年7月15日付、同年8月1日付及び同年8月18日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。))における定義と同じ意味を有します。)、対象者が2025年8月14日付で公表した「(変更)2025年5月1日付「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」において、対象者の取締役会が、ミネベアミツミ公開買付け(公開買付者が2025年5月9日付で提出した公開買付届出書における定義と同じ意味を有します。))に対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したこと及び2025年8月21日現在において本公開買付けに対する意見の表明を留保することについて変更がないこと、2025年6月18日に東京、同年7月17日及び18日に台北にて面談を実施したことに加え、2025年8月19日に対象者のマネジメントチームが公開買付者の高雄にあるMLCC及び抵抗器製造施設を訪問し、相互の業務理解が進んだこと、並びに市況状況等を総合的に勘案し、本公開買付価格を6,200円から6,635円に引き上げることを決定したことに伴い、法令に基づき、本書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年8月21日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年9月4日まで延長し、公開買付期間を83営業日に延長することとなったことから、2025年5月9日付で提出した公開買付届出書及びその添付書類である2025年5月9日付公開買付開始公告(2025年6月2日付、同年6月17日付、同年6月25日付、同年7月1日及び同年8月1日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項並びに2025年6月17日付、同年6月25日付、同年7月1日付、同年7月15日、同年8月1日付及び同年8月18日付の公開買付条件等の変更の公告により変更された事項を含みます。)の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

また、本公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長に伴い、公開買付届出書の添付書類である公開買付条件等の変更の公告を提出いたしましたので、当該添付書類を追加し、また、公開買付届出書の添付書類である出資証明書に変更がありましたので、当該添付書類である出資証明書を差し替えるものであります。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った目的及び意思決定の過程

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

(7) 企業買収行動指針を踏まえた本取引における手続の公正性について

インフォームド・ジャッジメントの機会の確保

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

(2) 買付け等の価格

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

その他資金調達方法

買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第 5 対象者の状況

6 その他

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

さらに、公開買付者は、ミネベアミツミが、2025年5月1日付で、「株式会社芝浦電子(証券コード：6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(以下「ミネベアミツミ公開買付開始プレス」といいます。))において、対象者株式の買付け等の価格を1株当たり5,500円に更に引き上げたうえで、2025年5月2日からミネベアミツミ公開買付けを開始する旨を公表したこと、対象者が同日付で公表した「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者2025年5月1日付意見表明プレス」といいます。))において、対象者の取締役会が、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したこと及び本公開買付けに対する反対の意見に変更がないことを確認したこと、並びに市況状況等を総合的に勘案し、2025年5月8日、本公開買付価格を5,400円から6,200円に変更(以下「本買付条件変更(2)」)といいます。))することを決定いたしました(以下別途明示されていない限り、「本公開買付価格」は本買付条件変更(2)の価格をいいます。))。

その後、公開買付者は、2025年5月8日までに、以下の方法により、本公開買付前提条件 及び本公開買付前提条件 がいずれも充足されたことを確認し、また本公開買付前提条件 を放棄することとしたことから、2025年5月8日、公開買付者は、本公開買付けを2025年5月9日より開始することを決定いたしました。

< 中略 >

また、本公開買付価格(6,200円)は、本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2025年2月4日(基準日)の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値(3,140円)、同日までの直近1週間の終値単純平均値(3,169円)、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値(3,213円)、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値(3,252円)、及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値(3,274円)に対してそれぞれ97.45%、95.65%、92.97%、90.65%、及び89.37%のプレミアムを加えた価格であり、下記「(2) 買付け等の価格」に記載のとおり、2024年1月から12月までに公表された案件公表前のPBRが1倍以上であった上場会社の非公開化を目的とした事例37件(但し、自己株式の公開買付け及び本日時点で成立していない公開買付けを除きます。))におけるプレミアム水準の中央値(公表日の前営業日の終値、公表日の前営業日までの直近1ヶ月間、公表日の前営業日までの直近3ヶ月間、及び公表日の前営業日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して、それぞれ、42.41%、41.69%、42.27%、及び42.14%)を上回っていること、また 東京証券取引所が公表している統計資料によれば、対象者が属するスタンダード市場に上場している電気機器を業種とする企業の2025年1月時点における平均PBR(株価純資産倍率)が0.8倍であるところ、本公開買付価格はPBR2.6倍に相当する水準であることからすれば、対象者の株主の皆様には大きなプレミアムをご享受いただける価格であると考えており、本取引は、株主共同の利益の向上に資するものと考えております(上記())。

なお、本公開買付けの買付代金は94,517,344,600円(買付予定数(15,244,733株)に本公開買付価格(1株あたり6,200円)を乗じた金額を記載しております。))であるところ、本公開買付けに係る決済は、YAGEOからの出資金(公開買付者は、YAGEOから、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの決済の開始日(以下「本決済開始日」といいます。))の前営業日までに、本公開買付けの買付代金及びその他買付手数料等の資金の出資又は融資を受ける予定です。))を用いる予定であり、YAGEOの2024年12月31日現在の預金額は488,745.60百万円(101,822百万台湾ドルを、1台湾ドル/4.80円(同日付)で換算した金額)であるため、決済資金の準備も完了しており、実現可能性が合理的に疑われる提案ではないと考えております。

< 中略 >

さらに、公開買付者は、2025年8月1日付で、財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を経由して外国為替及び外国貿易法第27条第3項に基づき、審査に追加の時間を要するため、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い2025年6月2日に行った届出に係る待機期間を、2025年9月1日までに再度延長する旨の通知を受領したことに伴い、本書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年8月1日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年8月18日まで延長すること(以下「本買付条件変更(7)」)といたしました。

当該届出に係る待機期間中においても、公開買付者及び対象者は対話及び情報交換を継続、促進させており、公開買付者及び対象者は、両者のシナジー及び将来のビジネス戦略についてオープン、かつ、より一層建設的なディスカッションを更に推進することを目的とし、2025年6月18日に東京、同年7月17日及び18日に台北にて面談を実施いたしました。かかる面談における協議を経て、公開買付者及び対象者は、相互の業務理解を深め、両者がシナジーをさらに探求するため、相互の製造拠点の訪問や、オペレーション能力及び戦略的連携に焦点を当てた対話を含む、新たな一連の会合を設定することを決定いたしました。具体的には、2025年8月19日に対象者のマネジメントチームが公開買付者の高雄にあるMLCC及び抵抗器製造施設を訪問し、同年9月4日に公開買付者が対象者のタイにある製造拠点を訪問することを予定しております。

2025年8月14日に、ミネベアミツミがミネベアミツミ公開買付けについて、ミネベアミツミ公開買付けの買付価格を本公開買付価格と同額の6,200円とし、公開買付期間を2025年8月28日まで延長したことから(以下「本ミネベアミツミ買付条件変更」といいます。)、公開買付者は、2025年8月18日付で、令第13条第2項第2号口に基づき、公開買付期間を2025年8月28日まで延長し、公開買付期間を合計78営業日とすることを決定いたしました(以下「本買付条件変更(8)」)といたします。)

なお、公開買付者は、本ミネベアミツミ買付条件変更を踏まえて、本公開買付けの条件の変更を検討しております。

また、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い2025年6月2日に行った届出について、当該届出に係る審査は完了していないものの、公開買付者は引き続き関連当局と協議を継続しております。本買付条件変更(8)に係る訂正届出書の提出時点においては、公開買付者としては、日本の法律事務所のアドバイスに基づき、公開買付期間(今後延長した場合も含みます。)の末日までに本公開買付けによる株式取得に係る承認を取得できると見込んでおります。仮に、2025年8月28日までにかかる承認を取得できなかった場合であっても、本買付条件変更(8)に係る訂正届出書の提出時点においては、公開買付者は本公開買付けを撤回する予定はございません。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

さらに、公開買付者は、ミネベアミツミが、2025年5月1日付で、「株式会社芝浦電子(証券コード：6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(以下「ミネベアミツミ公開買付開始プレス」といいます。))において、対象者株式の買付け等の価格を1株当たり5,500円に更に引き上げたうえで、2025年5月2日からミネベアミツミ公開買付けを開始する旨を公表したこと、対象者が同日付で公表した「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者2025年5月1日付意見表明プレス」といいます。))において、対象者の取締役会が、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したこと及び本公開買付けに対する反対の意見に変更がないことを確認したこと、並びに市況状況等を総合的に勘案し、2025年5月8日、本公開買付価格を5,400円から6,200円に変更(以下「本買付条件変更(2)」)といたします。)

2025年8月21日、公開買付者は、本ミネベアミツミ買付条件変更(以下に定義します。)、対象者が2025年8月14日付で公表した「(変更)2025年5月1日付「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」(以下「対象者2025年8月14日付意見表明プレス」といいます。))において、対象者の取締役会が、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したこと及び2025年8月21日現在において本公開買付けに対する意見の表明を留保することについて変更がないこと、2025年6月18日に東京、同年7月17日及び18日に台北にて面談を実施したことに加え、2025年8月19日に対象者のマネジメントチームが公開買付者の高雄にあるMLCC及び抵抗器製造施設を訪問し、相互の業務理解が進んだこと、並びに市況状況等を総合的に勘案し、本公開買付価格を6,200円から6,635円に変更することを決定いたしました。

公開買付者は、2025年5月8日までに、以下の方法により、本公開買付前提条件及び本公開買付前提条件がいずれも充足されたことを確認し、また本公開買付前提条件を放棄することとしたことから、2025年5月8日、公開買付者は、本公開買付けを2025年5月9日より開始することを決定いたしました。

< 中略 >

また、本公開買付価格(6,635円)は、本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2025年2月4日(基準日)の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値(3,140円)、同日までの直近1週間の終値単純平均値(3,169円)、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値(3,213円)、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値(3,252円)、及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値(3,274円)に対してそれぞれ111.31%、109.37%、106.50%、104.03%、及び102.66%のプレミアムを加えた価格であり、下記「(2) 買付け等の価格」に記載のとおり、2024年1月から12月までに公表された案件公表前のPBRが1倍以上であった上場会社の非公開化を目的とした事例37件(但し、自己株式の公開買付け及び本日時点で成立していない公開買付けを除きます。))におけるプレミアム水準の中央値(公表日の前営業日の終値、公表日の前営業日までの直近1ヶ月間、公表日の前営業日までの直近3ヶ月間、及び公表日の前営業日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して、それぞれ、42.41%、41.69%、42.27%、及び42.14%)を上回っていること、また東京証券取引所が公表している統計資料によれば、対象者が属するスタンダード市場に上場している電気機器を業種とする企業の2025年1月時点における平均PBR(株価純資産倍率)が0.8倍であるところ、本公開買付価格はPBR2.7倍に相当する水準であることからすれば、対象者の株主の皆様に大きなプレミアムをご享受いただける価格であると考えており、本取引は、株主共同の利益の向上に資するものと考えております(上記())。

なお、本公開買付けの買付代金は101,148,803,455円(買付予定数(15,244,733株)に本公開買付価格(1株あたり6,635円)を乗じた金額を記載しております。)であるところ、本公開買付けに係る決済は、YAGEOからの出資金(公開買付者は、YAGEOから、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの決済の開始日(以下「本決済開始日」といいます。))の前営業日までに、本公開買付けの買付代金及びその他買付手数料等の資金の出資又は融資を受ける予定です。)を用いる予定であり、YAGEOの2024年12月31日現在の預金額は488,745.60百万円(101,822百万台湾ドルを、1台湾ドル/4.80円(同日付)で換算した金額)であるため、決済資金の準備も完了しており、実現可能性が合理的に疑われる提案ではないと考えております。

< 中略 >

さらに、公開買付者は、2025年8月1日付で、財務大臣及び事業所管大臣から日本銀行を経由して外国為替及び外国貿易法第27条第3項に基づき、審査に追加の時間を要するため、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い2025年6月2日に行った届出に係る待機期間を、2025年9月1日までに再度延長する旨の通知を受領したことに伴い、本書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年8月1日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年8月18日まで延長すること(以下「本買付条件変更(7)」)といたします。)

当該届出に係る待機期間中においても、公開買付者及び対象者は対話及び情報交換を継続、促進させており、公開買付者及び対象者は、両者のシナジー及び将来のビジネス戦略についてオープン、かつ、より一層建設的なディスカッションを更に推進することを目的とし、2025年6月18日に東京、同年7月17日及び18日に台北にて面談を実施いたしました。かかる面談における協議を経て、公開買付者及び対象者は、相互の業務理解を深め、両者がシナジーをさらに探求するため、相互の製造拠点の訪問や、オペレーション能力及び戦略的連携に焦点を当てた対話を含む、新たな一連の会合を設定することを決定いたしました。具体的には、2025年8月19日に対象者のマネジメントチームが公開買付者の高雄にあるMLCC及び抵抗器製造施設を訪問しました。また、同年9月4日に公開買付者が対象者のタイにある製造拠点を訪問することを予定しております。

2025年8月14日に、ミネベアミツミがミネベアミツミ公開買付けについて、ミネベアミツミ公開買付けの買付価格を本公開買付価格と同額の6,200円とし、公開買付期間を2025年8月28日まで延長したことから(以下「本ミネベアミツミ買付条件変更」といいます。)、公開買付者は、2025年8月18日付で、令第13条第2項第2号口に基づき、公開買付期間を2025年8月28日まで延長し、公開買付期間を合計78営業日とすることを決定いたしました(以下「本買付条件変更(8)」といいます。)

2025年8月21日、公開買付者は、本ミネベアミツミ買付条件変更、対象者2025年8月14日付意見表明プレスにおいて、対象者の取締役会が、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したこと及び2025年8月21日現在において本公開買付けに対する意見の表明を留保することについて変更がないこと、前記のとおり、2025年6月18日に東京、同年7月17日及び18日に台北にて面談を実施したことに加え、2025年8月19日に対象者のマネジメントチームが公開買付者の高雄にあるMLCC及び抵抗器製造施設を訪問し、相互の業務理解が進んだこと、並びに市況状況等を総合的に勘案し、本公開買付価格を6,200円から6,635円に変更することとし、本書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年8月21日より起算して10営業日を経過した日にあたる2025年9月4日まで延長すること(以下「本買付条件変更(9)」といいます。)することを決定いたしました。

また、公開買付者が外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い2025年6月2日に行った届出について、当該届出に係る審査は完了していないものの、公開買付者は引き続き関連当局と協議を継続しております。本買付条件変更(9)に係る訂正届出書の提出時点においては、公開買付者としては、日本の法律事務所のアドバイスに基づき、公開買付期間(今後延長した場合も含みます。)の末日までに本公開買付けによる株式取得に係る承認を取得できると見込んでおります。仮に、2025年9月4日までにかかる承認を取得できなかった場合であっても、本買付条件変更(9)に係る訂正届出書の提出時点においては、公開買付者は本公開買付けを撤回する予定はございません。

<後略>

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

さらに、公開買付者は、ミネベアミツミが、2025年5月1日付で、ミネベアミツミ公開買付開始プレスにおいて、対象者株式の買付け等の価格を1株当たり5,500円に更に引き上げたうえで、2025年5月2日から公開買付けを開始する旨を公表したこと、対象者が同日付で公表した対象者2025年5月1日付意見表明プレスにおいて、対象者の取締役会が、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したこと及び本公開買付けに対する反対の意見に変更がないことを確認したこと、並びに市況状況等を総合的に勘案し、2025年5月8日、本公開買付価格を5,400円から6,200円(本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2025年2月4日(基準日)の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値(3,140円)、同日までの直近1週間の終値単純平均値(3,169円)、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値(3,213円)、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値(3,252円)、及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値(3,274円)に対してそれぞれ97.45%、95.65%、92.97%、90.65%、及び89.37%のプレミアム)に変更することを決定いたしました。

(訂正後)

< 前略 >

さらに、公開買付者は、ミネベアミツミが、2025年5月1日付で、ミネベアミツミ公開買付開始プレスにおいて、対象者株式の買付け等の価格を1株当たり5,500円に更に引き上げたうえで、2025年5月2日から公開買付けを開始する旨を公表したこと、対象者が同日付で公表した対象者2025年5月1日付意見表明プレスにおいて、対象者の取締役会が、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したこと及び本公開買付けに対する反対の意見に変更がないことを確認したこと、並びに市況状況等を総合的に勘案し、2025年5月8日、本公開買付価格を5,400円から6,200円(本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2025年2月4日(基準日)の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値(3,140円)、同日までの直近1週間の終値単純平均値(3,169円)、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値(3,213円)、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値(3,252円)、及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値(3,274円)に対してそれぞれ97.45%、95.65%、92.97%、90.65%、及び89.37%のプレミアム)に変更することを決定いたしました。

さらに、2025年8月21日、公開買付者は、本ミネベアミツミ買付条件変更、対象者2025年8月14日付意見表明プレスにおいて、対象者の取締役会が、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したこと及び2025年8月21日現在において本公開買付けに対する意見の表明を留保することについて変更がないこと、前記のとおり、2025年6月18日に東京、同年7月17日及び18日に台北にて面談を実施したことに加え、2025年8月19日に対象者のマネジメントチームが公開買付者の高雄にあるMLCC及び抵抗器製造施設を訪問し、相互の業務理解が進んだこと、並びに市況状況等を総合的に勘案し、本公開買付価格を6,200円から6,635円(本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2025年2月4日(基準日)の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値(3,140円)、同日までの直近1週間の終値単純平均値(3,169円)、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値(3,213円)、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値(3,252円)、及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値(3,274円)に対してそれぞれ111.31%、109.37%、106.50%、104.03%、及び102.66%のプレミアム)に変更することを決定いたしました。

- (3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

(訂正前)

公開買付者は、2025年2月5日付で本公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より、本公開買付けの開始までに61営業日が経過していることから、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。さらに、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております(なお、本買付条件変更(3)により、公開買付期間は38営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、公開買付期間は44営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、公開買付期間は48営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、公開買付期間は60営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、公開買付期間は70営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、公開買付期間は78営業日に延長されています。)。このように、本公開買付けの公表から公開買付期間の終了まで、法が定める公開買付けの最長期間である60営業日を超える91営業日を確保することにより(なお、本買付条件変更(3)により、当該期間は99営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、当該期間は105営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、当該期間は109営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、当該期間は121営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、当該期間は131営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、当該期間は139営業日に延長されています。)、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているものと考えております。また、公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者と接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定と併せて、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(訂正後)

公開買付者は、2025年2月5日付で本公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より、本公開買付けの開始までに61営業日が経過していることから、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。さらに、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております(なお、本買付条件変更(3)により、公開買付期間は38営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、公開買付期間は44営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、公開買付期間は48営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、公開買付期間は60営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、公開買付期間は70営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、公開買付期間は78営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、公開買付期間は83営業日に延長されています。)。このように、本公開買付けの公表から公開買付期間の終了まで、法が定める公開買付けの最長期間である60営業日を超える91営業日を確保することにより(なお、本買付条件変更(3)により、当該期間は99営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、当該期間は105営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、当該期間は109営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、当該期間は121営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、当該期間は131営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、当該期間は139営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、当該期間は144営業日に延長されています。)、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているものと考えております。また、公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者と接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定と併せて、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(7) 企業買収行動指針を踏まえた本取引における手続の公正性について

インフォームド・ジャッジメントの機会の確保

(訂正前)

< 前略 >

加えて、公開買付者は、2025年2月5日付で本公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より、本公開買付けの開始までに61営業日が経過していることから、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。さらに、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日(なお、本買付条件変更(3)により、公開買付期間は38営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、公開買付期間は44営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、公開買付期間は48営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、公開買付期間は60営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、公開買付期間は70営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、公開買付期間は78営業日に延長されています。)に設定しております。このように、本公開買付けの公表から公開買付期間の終了まで、法が定める公開買付けの最長期間である60営業日を超える91営業日(なお、本買付条件変更(3)により、当該期間は99営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、当該期間は105営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、当該期間は109営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、当該期間は121営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、当該期間は131営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、当該期間は139営業日に延長されています。)を確保することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているものと考えております。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

加えて、公開買付者は、2025年2月5日付で本公開買付けの開始予定に関する公表を行い、当該公表より、本公開買付けの開始までに61営業日が経過していることから、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。さらに、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日(なお、本買付条件変更(3)により、公開買付期間は38営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、公開買付期間は44営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、公開買付期間は48営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、公開買付期間は60営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、公開買付期間は70営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、公開買付期間は78営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、公開買付期間は83営業日に延長されています。)に設定しております。このように、本公開買付けの公表から公開買付期間の終了まで、法が定める公開買付けの最長期間である60営業日を超える91営業日(なお、本買付条件変更(3)により、当該期間は99営業日に延長され、本買付条件変更(4)により、当該期間は105営業日に延長され、本買付条件変更(5)により、当該期間は109営業日に延長され、本買付条件変更(6)により、当該期間は121営業日に延長され、本買付条件変更(7)により、当該期間は131営業日に延長され、本買付条件変更(8)により、当該期間は139営業日に延長され、本買付条件変更(9)により、当該期間は144営業日に延長されています。)を確保することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会が確保されているものと考えております。

< 後略 >

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2025年5月9日(金曜日)から2025年8月28日(木曜日)まで(78営業日)
公告日	2025年5月9日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2025年5月9日(金曜日)から2025年9月4日(木曜日)まで(83営業日)
公告日	2025年5月9日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(2) 【買付け等の価格】

(訂正前)

株券	普通株式1株につき金6,200円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	<前略> 加えて、上記意見書(フェアネス・オピニオン)によれば、本買付条件変更(2)後の本公開買付価格である6,200円も、YAGEOの株主にとって財務的見地から公正であるとのことです。
算定の経緯	<前略> 加えて、上記意見書(フェアネス・オピニオン)によれば、本買付条件変更(2)後の本公開買付価格である6,200円も、YAGEOの株主にとって財務的見地から公正であるとのことです。

(訂正後)

株券	普通株式 1 株につき金6,635円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	＜前略＞ 加えて、上記意見書(フェアネス・オピニオン)によれば、本買付条件変更(2)後の本公開買付価格である6,200円も、YAGEOの株主にとって財務的見地から公正であるとのことです。 さらに、2025年8月21日、公開買付者は、本ミネベアミツミ買付条件変更、対象者2025年8月14日付意見表明プレスにおいて、対象者の取締役会が、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したこと及び2025年8月21日現在において本公開買付けに対する意見の表明を留保することについて変更がないこと、前記のとおり、2025年6月18日に東京、同年7月17日及び18日に台北にて面談を実施したことに加え、2025年8月19日に対象者のマネジメントチームが公開買付者の高雄にあるMLCC及び抵抗器製造施設を訪問し、相互の業務理解が進んだこと、並びに市況状況等を総合的に勘案し、本公開買付価格を6,200円から6,635円(本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2025年2月4日(基準日)の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値(3,140円)、同日までの直近1週間の終値単純平均値(3,169円)、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値(3,213円)、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値(3,252円)、及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値(3,274円)に対してそれぞれ111.31%、109.37%、106.50%、104.03%、及び102.66%のプレミアム)に変更することを決定いたしました。 なお、上記意見書(フェアネス・オピニオン)によれば、本買付条件変更(9)後の本公開買付価格である6,635円も、YAGEOの株主にとって財務的見地から公正であるとのことです。
算定の経緯	＜前略＞ 加えて、上記意見書(フェアネス・オピニオン)によれば、本買付条件変更(2)後の本公開買付価格である6,200円も、YAGEOの株主にとって財務的見地から公正であるとのことです。 さらに、公開買付者は、上記「算定の基礎」記載のとおり、本買付条件変更(9)により、本公開買付価格を6,635円(本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2025年2月4日(基準日)の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値(3,140円)、同日までの直近1週間の終値単純平均値(3,169円)、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値(3,213円)、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値(3,252円)、及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値(3,274円)に対してそれぞれ111.31%、109.37%、106.50%、104.03%、及び102.66%のプレミアム)に変更することを決定いたしました。 なお、上記意見書(フェアネス・オピニオン)によれば、本買付条件変更(9)後の本公開買付価格である6,635円も、YAGEOの株主にとって財務的見地から公正であるとのことです。

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	94,517,344,600円
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	200,000,000円
その他(c)	26,500,000円
合計(a) + (b) + (c)	94,743,844,600円

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(15,244,733株)に1株当たりの買付価格(6,200円)を乗じた金額を記載しております。

< 後略 >

(訂正後)

買付代金(円)(a)	101,148,803,455円
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	200,000,000円
その他(c)	28,000,000円
合計(a) + (b) + (c)	101,376,803,455円

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(15,244,733株)に1株当たりの買付価格(6,635円)を乗じた金額を記載しております。

< 後略 >

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【その他資金調達方法】

(訂正前)

内容	金額(千円)
YAGEOによる出資(注)	<u>95,000,000</u>
計(d)	<u>95,000,000</u>

(注) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、公開買付者の持分の全てを所有するYAGEOから、本公開買付けが成立した場合に、遅くとも本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに、95,000,000,000円を限度として、公開買付者に出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年5月8日付で取得しております。公開買付者は、YAGEOの台湾証券取引法に基づく2023年12月期に係る年次報告書に含まれる連結貸借対照表その他の財務資料を確認する方法等によりその資力を確認しており、上記のYAGEOによる出資についての懸念はないものと考えております。

(訂正後)

内容	金額(千円)
YAGEOによる出資(注)	<u>102,000,000</u>
計(d)	<u>102,000,000</u>

(注) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、公開買付者の持分の全てを所有するYAGEOから、本公開買付けが成立した場合に、遅くとも本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに、102,000,000,000円を限度として、公開買付者に出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年8月20日付で取得しております。公開買付者は、YAGEOの台湾証券取引法に基づく2024年12月期に係る年次報告書に含まれる連結貸借対照表その他の財務資料を確認する方法等によりその資力を確認しており、上記のYAGEOによる出資についての懸念はないものと考えております。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

(訂正前)

95,000,000千円((a) + (b) + (c) + (d))

(訂正後)

102,000,000千円((a) + (b) + (c) + (d))

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2025年9月4日(木曜日)

(訂正後)

2025年9月11日(木曜日)

第5 【対象者の状況】

6 【その他】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

(1) 「2026年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2025年8月8日付で、「2026年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者第1四半期決算短信」といいます。)を公表しております。当該公表に基づく対象者第1四半期決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、監査法人の期中レビューを受けていないとのことです。また、以下の内容は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また、実際にそのような検証を行っておりません。詳細については当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況(連結)

会計期間	2026年3月期(第1四半期連結累計期間)
売上高	8,442百万円
売上原価	6,129百万円
販売費及び一般管理費	1,153百万円
営業外収益	26百万円
営業外費用	65百万円
親会社株主に帰属する四半期純利益	140百万円

1株当たりの状況(連結)

会計期間	2026年3月期(第1四半期連結累計期間)
1株当たり四半期純利益	9.33円
1株当たり配当額	—

(2) 「業績予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025年8月8日付で、「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表し、対象者が2025年5月9日に公表した2026年3月期上期(2025年4月1日～2025年9月30日)の連結業績予想を修正しております。当該連結業績予想の修正は以下のとおりです。なお、以下の内容は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また、実際にそのような検証を行っておりません。詳細については当該公表の内容をご参照ください。

2026年3月期上期の連結業績予想(2025年4月1日～2025年9月30日)

	売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	経常利益 (百万円)	親会社株主に帰属 する中間純利益 (百万円)	1株当たり 中間純利益 (円 銭)
前回発表予想(A)	17,000	2,800	2,800	1,300	86.02
今回予想(B)	16,800	2,450	2,400	1,000	66.33
増減額(B - A)	200	350	400	300	—
増減率(%)	1.2%	12.5%	14.3%	23.1%	—
(ご参考)前期第2四半期実績 (2025年3月期第2四半期)	16,775	2,747	2,653	1,759	116.17

(注) 対象者は、2024年5月10日開示の「株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ」のとおり、2024年7月1日付で対象者普通株式を、1株につき2株の割合で分割しており、「1株当たり中間純利益」については、当該株式分割を考慮した額を記載しているとのことです。

業績予想修正の理由

2025年8月8日発表の2026年3月期第1四半期業績結果を踏まえ、第2四半期まで累計の売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する中間純利益が前回予想を下回る見込みとなり、業績予想を修正したとのことです。

公開買付届出書の添付書類

(1) 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2025年8月21日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2025年5月9日付「公開買付開始公告」(2025年6月2日付、2025年6月17日付、2025年6月25日付、2025年7月1日付、2025年8月1日及び2025年8月18日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項並びに2025年6月17日付、2025年6月25日付、2025年7月1日付、2025年7月15日付、2025年8月1日及び2025年8月18日付で行った「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告により変更された事項を含みます。)の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

(2) 2025年5月9日付公開買付開始公告

1. 公開買付けの目的

(訂正前)

< 前略 >

さらに、公開買付者は、ミネベアミツミが、2025年5月1日付で、「株式会社芝浦電子(証券コード：6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(以下「ミネベアミツミ公開買付開始プレス」といいます。))において、対象者株式の買付け等の価格を1株当たり5,500円に更に引き上げたうえで、2025年5月2日からミネベアミツミ公開買付けを開始する旨を公表したこと、対象者が同日付で公表した「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者2025年5月1日付意見表明プレス」といいます。))において、対象者の取締役会が、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したこと及び本公開買付けに対する反対の意見に変更がないことを確認したこと、並びに市況状況等を総合的に勘案し、2025年5月8日、本公開買付価格を5,400円から6,200円に変更(以下「本買付条件変更(2)」)といいます。)することを決定いたしました(以下別途明示されていない限り、「本公開買付価格」は本買付条件変更(2)の価格をいいます。))。

その後、公開買付者は、2025年5月8日までに、以下の方法により、本公開買付前提条件 及び本公開買付前提条件 がいずれも充足されたことを確認し、また本公開買付前提条件 を放棄することとしたことから、2025年5月8日、公開買付者は、本公開買付けを2025年5月9日より開始することを決定いたしました。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

さらに、公開買付者は、ミネベアミツミが、2025年5月1日付で、「株式会社芝浦電子(証券コード：6957)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(以下「ミネベアミツミ公開買付開始プレス」といいます。))において、対象者株式の買付け等の価格を1株当たり5,500円に更に引き上げたうえで、2025年5月2日からミネベアミツミ公開買付けを開始する旨を公表したこと、対象者が同日付で公表した「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者2025年5月1日付意見表明プレス」といいます。))において、対象者の取締役会が、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対してミネベアミツミ公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したこと及び本公開買付けに対する反対の意見に変更がないことを確認したこと、並びに市況状況等を総合的に勘案し、2025年5月8日、本公開買付価格を5,400円から6,200円に変更(以下「本買付条件変更(2)」)といいます。)することを決定いたしました。

その後、公開買付者は、2025年5月8日までに、以下の方法により、本公開買付前提条件 及び本公開買付前提条件 がいずれも充足されたことを確認し、また本公開買付前提条件 を放棄することとしたことから、2025年5月8日、公開買付者は、本公開買付けを2025年5月9日より開始することを決定いたしました。

さらに、2025年8月21日、公開買付者は、本ミネベアミツミ買付条件変更、対象者が2025年8月14日付で公表した「(変更)2025年5月1日付「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」において、対象者の取締役会が、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様がミネベアミツミ公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したこと及び2025年8月21日現在において本公開買付けに対する意見の表明を留保することについて変更がないこと、2025年6月18日に東京、同年7月17日及び18日に台北にて面談を実施したことに加え、2025年8月19日に対象者のマネジメントチームが公開買付者の高雄にあるMLCC及び抵抗器製造施設を訪問し、相互の業務理解が進んだこと、並びに市況状況等を総合的に勘案し、本公開買付価格を6,200円から6,635円に変更することを決定いたしました。

< 後略 >

(3) 出資証明書

出資証明書の内容を一部変更した出資証明書を2025年8月20日付で再度取得いたしましたので、添付の出資証明書と差し替えます。